

7月10日(水)に税務署の異動がありました

「改正」国税通則法が実施後のはじめての異動です

税務調査等に備えましょう!

一般的な公務員などとは違い、7月10日(水)、いっせいに税務職員の異動がありました。

民商会員の場合、「異動前に調査先を選定し、異動後調査に着手する」といわれています。国税通則法が「改正」され今年の1月から施行されています。施行後はじめての異動で、税務調査も今後「改正」通則法のもとで行われることになります。あらためて「改正」通則法のポイントをつかむとともに税務調査等に備えましょう。

税務調査の「事前通知」が明確化、ただし例外規定もあり

「納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、事前通知する」「税務署がその時点で保有する情報に鑑み、①違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ②その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を行わないものとする」(国税庁・事務運営指針より)

増額更正の期間が3年から5年に延長

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税(所得税、相続税、消費税等)について、増額更正を行うことができる期間が5年(改正前:3年)に延長されています。(国税庁作成のパンフレットより)

帳簿書類等の「留置き」も明確化

やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施する。(国税庁・事務運営指針より)

白色申告者にも記帳と・帳簿書類等の保存

義務個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。(国税庁作成のパンフレットより)

税務調査には「10の心得」で対応しよう

今後発生 of 予想させる税務調査には、上記の点に留意しつつも「税務調査10の心得」を参考にし、対応するようにしましょう。(裏面に印刷してあります)

配達・集金でご苦労をにかけている皆さんに学習と懇親の会を計画しました

とき 7月28日(日) 午後3時~7時まで

ところ グリーンパレス春日井

太田義郎愛商連会長がお話しします

中小業者の置かれた立場は?民商の魅力は?仲間って何?など民商のことがもっとより理解できるようなお話を予定しています。

太田会長の話のあと、軽食と飲み物で懇親会を行います

毎週水曜日、
夏のパソコン入力会やっています
(午前10時~正午まで)
今年も半年が過ぎ、会計データの
入力が遅れている人は是非参加
してがんばりましょう。

残りあとわずかです
食べてよし! お遣いものでもOK
夏恒例!小豆島ソーメン好評発売中!
2000円 (1.8キロ入り)
(値段据え置きです)

25日
出欠の返事は
5日までに